

証券税制 Q&A

教えて！

小谷野先生



所得税編

小谷野幹雄 (こやの・みきお)
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格...

Q1 私は配当利回りを重視した株式投資を考へております。上場株式の配当金収入は、配当所得として所得税の認識をする必要があると聞いております。配当所得がある場合には、全て確定申告の必要があるのか教えてください。

A1 上場株式の配当金で個人株主が支払うべきものは、確定申告する場合は総合課税または申告分離課税を選択することができます。また、確定申告しないことを選択することもできます。

確定申告をする場合は、総合課税または申告分離課税を選択することができます。確定申告をする場合にはその全部を総合課税または申告分離課税のいずれか一方で申告しなければならず、両者を配当金に併用はできません。

95万円以下であれば総合課税を選択することが有利となります。

これに対し、申告分離課税とは、他の所得と区別して配当所得に対して所得税率15・3・15% (住民税率5%) が課税されます。

Q2 私には祖父から相続により取得した非上場株式を保有しております。当該株式は毎年配当を実施しておりますが、このうちいくつかは確定申告の必要があるのか教えてください。

A2 非上場株式 除計算した金額以下にの配当は、総合課税となります。原則として確定申告が必要となります。ただし、少額配当については確定申告不要を選択できます。

少額配当とは、1銘柄につき、1回に支払を受けるべき配当等の額が10万円に配当計算期間の月数を乗じて、これを12で

配当控除の適用はありませんので留意ください。

Q3 私は鉄道業を営む上場会社の株式を保有しており、当該会社の交通機関の利用ができる株主優待券を頂いております。この株主優待券についても確定申告の必要があるのか教えてください。

A3 法人が株主に對して、株主に對しての地位に基き供与した経済的な利益は、原則として配当所得に該当し、所得税が課税されます。

また、収入金額が2000万円以下の給与所得者の方で、他に所得がない場合、株主優待券による収入の金額が20万円以下であれば所得税の確定申告の必要はありません。

なお確定申告不要を選択した場合でも、住民税の所得の計算上、少額配当の配当額は申告の対象となります。また、少額配当につき、確定申告不要を選択した場合には、配当控除の適用はありませんので留意ください。

また、収入金額が2000万円以下の給与所得者の方で、他に所得がない場合、株主優待券による収入の金額が20万円以下であれば所得税の確定申告の必要はありません。